

富津市地域活性化起業人（D X業務）派遣企業選定仕様書

1. 業務名

富津市地域活性化起業人（D X業務）派遣企業選定

2. 業務目的

人口減少や少子高齢化の進行により職員不足が懸念される中、限られた人員でも将来にわたり安定した行政経営を行うため、「地域活性化起業人制度（企業派遣型）」を活用し、デジタル専門人材を登用し、デジタル技術を活用した業務改革を推進する。

3. 派遣期間

協定により定めた日から6か月以上の間とし、協議のうえ最大3年間までとする。

4. 派遣人数

2名以内（同一企業）

5. 業務内容

(1) 庁内全体の業務棚卸、課題整理、業務プロセスの見直しに関する支援

各課における業務量及び課題等を把握し、業務プロセスの見直しやデジタル技術を活用した業務設計を行うこと。

(2) フロントヤード・バックヤード改革に関する支援

市民の利便性の向上と内部業務の効率化を一体的に実施できるよう支援すること。

(3) 本市の実情に即したD X推進計画の策定

国が策定する「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」や本市が抱える課題や現状を踏まえ、中長期的なD X推進の方向性について整理し、D X推進計画を策定すること。

(4) (3) で策定した計画を着実に実行するための支援

ア 職員研修の企画・実施

職員のデジタルリテラシー向上やBPRの推進を目的とした研修を企画し、実施すること。

イ ICTツールやAI等の活用支援

市民の利便性向上や職員の業務効率化を図るため、ICTツールやAIの活用等に関する支援を行うこと。

ただし、既に導入しているツールの活用を基本とすること。

(5) その他 上記2. 業務目的の達成に必要なこと

6. 派遣要件

(1) 派遣元企業の社員の身分を有したまま派遣し、給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇等の休暇の付与は、派遣元企業の規定によることとする。

(2) 地域活性化起業人の要件等は、総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱に定めるところによる。

7. 勤務条件

(1) 勤務地

派遣期間中の各月において開庁日の半数以上を富津市役所本庁舎（千葉県富津市下飯野 2443 番地）で勤務することとする。

(2) 勤務時間等

勤務時間、休憩時間及び休日については、本市の条例及び規則の規定により次のとおりとし、その他勤務条件の詳細は選定企業と当市で協議の上で定めることとする。

ア 勤務時間 8時30分から17時15分まで

イ 休憩時間 12時から13時まで

ウ 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

8. 派遣等に要する費用負担

派遣等に要する費用として特別交付税で措置される額を限度に市が派遣元企業に負担金を支払うこととし、毎年度協議のうえ決定する。

ただし、派遣期間が1年未満の場合は、月割りにより計算することとする。

(千円未満切り捨て)